|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分名 | 内容 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
| 店舗改修支援事業 | 店舗の魅力向上のための施設改修・整備に係る経費の補助。  対象となる事業は、下記のすべてを含む事業とする。  ①町内に所在する店舗のみ対象とする。  ②単なる経年劣化、破損による修繕は対象外とする。  ③改修によって店舗のイメージが刷新されること。  ④事業費が100万円以上であること。  ⑤過去に本事業補助金が交付されていないこと。  ⑥大江町商工会より指導を受け、経営デザインシートを  　作成するもの。  ⑦汎用性の高い物の購入費用は対象外とする。 | 工事費、施設整備費、施設改修費、設計費、デザイン料、コンサルタント料、備品購入費、その他町長が必要と認める経費 | 1/2 | 100万円 |
| 新商品開発支援事業 | 新商品の開発に取り組むものに対する補助。  対象となる事業は、下記のすべてを含む事業とする。  ①取扱う商品に類似した商品がないこと。  ②過去に提供していた商品でないこと。  ③新規性、独自性があること。 | 専門家謝金、専門家旅費、コンサルタント料、デザイン料、使用料、市場調査費、調査分析費、印刷製本費、消耗品費、備品購入費、原材料購入費、通信運搬費、試作費、外注加工費、会議費、研修受講料、その他町長が必要と認める経費 | 1/2 | 50万円 |
| 既存商品リニューアル支援事業 | 既存商品の磨き上げに取り組むものに対する補助。  対象となる事業は、下記のすべてを含む事業とする。  ①性能、見た目、サービス内容等が大きく向上すること。  ②過去に改良実績のある商品でないこと。 | 1/2 | 50万円 |
| 法人化支援事業 | 個人事業主が行う法人化に対する補助。 | 申請書類作成費（司法書士・行政書士等に支払う経費）、その他町長が必要と認める経費 | 1/2 | 10万円 |
| 店舗PR支援事業 | デジタル化、ＤＸ化に対応したＰＲを行うものに対する  補助。  例）HP作成、SNS広告、テレビCM、ラジオ、電光掲示板等 | ホームページ作成、電子広告等による経費、その他町長が必要と認める経費 | 1/2 | 10万円 |

※いずれも中古品の購入は補助対象外とする。